

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 14 日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第 4 号

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（昭和 35 年岩手県人事委員会規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正前							改正後						
別表第 1（第 2 条関係）							別表第 1（第 2 条関係）						
組 織		区 分					組 織		区 分				
		1 種	2 種	3 種	4 種	5 種			6 種	1 種	2 種	3 種	4 種
[略]							[略]						
警 察	本 部 等	[略]			給与調 査官	[略]	警 察	本 部 等	[略]			給与調 査官	[略]
		[略]			広報官 被害者 対策室 長	[略]			[略]			人材育 成調査 官	[略]
		[略]			教養調 査官	[略]			[略]			広報官 被害者 対策室 長	[略]
		[略]			会計調 査官	[略]			[略]			会計調 査官	[略]
		[略]			[略]	[略]			[略]			[略]	[略]
		[略]			少年事 件捜査 指導官	[略]			[略]			少年事 件指導 官	[略]
		[略]			[略]	[略]			[略]			[略]	[略]
警 察 署	[略]	署長（ 紫波、 北上、 水沢、 一関、 大船渡、 釜石、 宮古及 び二戸	[略]				警 察 署	[略]	署長（ 岩手、 紫波、 北上、 水沢、 一関、 大船渡、 釜石、 宮古、	[略]			

	に限る 。)				久慈及 び二戸 に限る 。)	
[略]			[略]			
[略]			[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。						

附 則

この規則は、平成20年3月26日から施行する。